

ご契約のしおり／約款

《約款の一部変更事項》

本紙には、「ご契約のしおり／約款」につきまして、一部変更した内容が記載されております。「ご契約のしおり／約款」と本紙とを併せてご一読いただき、大切に保管いただきますよう、お願いいたします。

オリックス生命保険株式会社

このたび、「対象となる感染症」に関する約款の一部を改定しました。

当社では、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または高度障害状態への該当があった場合には、災害死亡保険金等の支払対象として取り扱います。あわせて、保険金削減支払法または特定部位不担保扱の特別条件付契約において、「新型コロナウイルス感染症」によって支払事由に該当した場合は、保険金削減または不担保の対象外として取扱います。

対象となる保険種類（冊子）

以下の対象となる保険種類の「ご契約のしおり／約款」冊子をご覧になる際は、本紙を併せてご参照ください。

約款集	無配当 年齢群団定期保険
無配当 解約払戻金抑制型定期保険	無配当 無解約払戻金型医療保険（2013）
無配当 解約払戻金抑制型収入保障保険（2010）	無配当 七大生活習慣病入院保険・入院医療特約付
無配当 終身保険（低解約払戻金型）	無配当 指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型）
無配当 特定疾病保障保険（2016）	

変更箇所は、裏面をご確認ください。

変更箇所

対象となる保険種類（冊子）の約款中、「別表5 対象となる感染症」および「特別条件付保険特約 第9条（対象となる感染症）」を以下のとおり変更いたします（波線部分が変更箇所となります）。

※冊子によっては、「別表5 対象となる感染症」または「特別条件付保険特約」のいずれかのみが掲載されているものがあります。

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
バラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ< Crimean-Congo >出血熱	A98.0
マールブルグ< Marburg >ウイルス病	A98.3
エボラ< Ebola >ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群（SARS） （ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。）	U04

（注）新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。）であるものに限りません。以下、同じとします。）は、対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この限りではありません。